

平成27年第2回

三重県議会定例会会議録

(11月27日)
(第19号)

第19号
11月27日

平成27年第2回

三重県議会定例会会議録

第19号

○平成27年11月27日（金曜日）

議事日程（第19号）

平成27年11月27日（金）午前10時開議

- 第1 議案第149号から議案第200号まで
〔質疑、委員会付託〕

会議に付した事件

- 日程第1 議案第149号から議案第200号まで

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山内	道明
5	番	山本	里香
6	番	岡野	恵美
7	番	倉本	崇弘
8	番	稲森	稔尚
9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典

12	番	小島	智子
13	番	彦坂	公之
14	番	濱井	初男
15	番	吉川	新
16	番	木津	直樹
17	番	田中	祐治
18	番	野口	正
19	番	石田	成生
20	番	中村	欣一郎
21	番	大久保	孝栄
22	番	東	豊
23	番	津村	衛
24	番	森野	真治
25	番	杉本	熊野
26	番	藤田	宜三
27	番	後藤	健一
28	番	稲垣	昭義
29	番	北川	裕之
30	番	村林	聡人
31	番	小林	正男
32	番	服部	富児
33	番	津田	健規
34	番	中嶋	年介
35	番	奥野	英広
36	番	今井	智隆
37	番	長田	直尚
38	番	館	直人
39	番	日沖	正信

40	番	前 田	剛 志
41	番	舟 橋	裕 幸
43	番	三 谷	哲 央
44	番	中 村	進 一
45	番	青 木	謙 順
46	番	中 森	博 文
47	番	前 野	和 美
48	番	水 谷	隆
49	番	山 本	勝
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42)	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	鳥 井	隆 男
書 記 (事務局次長)	原 田	孝 夫
書 記 (議事課長)	米 田	昌 司
書 記 (企画法務課長)	佐々木	俊 之
書 記 (議事課主幹)	西	典 宏
書 記 (議事課主幹)	吉 川	幸 伸
書 記 (議事課主査)	松 本	昇

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	石 垣	英 一
副 知 事	植 田	隆
危機管理統括監	渡 邊	信一郎

防災対策部長	稲垣 司
戦略企画部長	竹内 望
総務部長	稲垣 清文
健康福祉部長	伊藤 隆
環境生活部長	高沖 芳寿
地域連携部長	福田 圭司
農林水産部長	吉仲 繁樹
雇用経済部長	廣田 恵子
県土整備部長	水谷 優兆
健康福祉部医療対策局長	佐々木 孝治
健康福祉部子ども・家庭局長	岡村 昌和
環境生活部廃棄物対策局長	渡辺 将隆
地域連携部スポーツ推進局長	村木 輝行
地域連携部南部地域活性化局長	亀井 敬子
雇用経済部観光局長	田中 功
雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長	西城 昭二
企業庁長	松本 利治
病院事業庁長	加藤 敦央
会計管理者兼出納局長	中川 弘巳
教育委員会委員長	前田 光久
教 育 長	山口 千代己
公安委員会委員長	田中 彩子
警察本部長	森元 良幸
代表監査委員	福井 信行
監査委員事務局長	小林 源太郎

人事委員会委員	降 旗 道 男
人事委員会事務局長	青 木 正 晴
選挙管理委員会委員	川 端 康 成
労働委員会事務局長	田 畑 知 治

午前10時0分開議

開 議

○議長（中村進一） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（中村進一） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

さきに提出されました議案第167号について、地方公務員法第5条の規定により人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、ごらんおき願います。

次に、11月24日までに受理いたしました請願1件は、お手元に配付の文書表のとおり環境生活農林水産常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

なお、陳情の受け付け状況は、お手元に配付の一覧表のとおりであります。
以上で報告を終わります。

人委第 133 号
平成27年11月24日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第5条第2項の規定による条例案に対する意見に
ついて

平成27年11月24日付け三議第168号でお尋ねのありました下記の議案に対する本委員会の意見は別紙のとおりです。

記

議案第167号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

別 紙

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案第1条から第4条まで及び第7条は、行政不服審査法の全部改正に鑑み、関係条例の規定を整備するものであり、適当と認めます。

請 願 文 書 表

(新 規 分)

環境生活農林水産常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 15	<p>(件 名) 私学助成について</p> <p>(要 旨) (国庫補助の充実) 1 公私間の教育費の保護者負担格差を解消するため、私学助成に係る国庫補助制度を堅持するとともに助成額を大幅に増額し、私立小・中・高等学校の経常費二分の一助成を早期に実現していただきたい。 (県費補助の充実) 2 上記の国の補助に加えて、私立小・中学校への県費の上乗せを実現していただきたい。また、私立高等学校への県費の上乗せ増額を実現していただきたい。</p> <p>(理 由) 私学助成については、平素から格別の御尽力を賜り深く感謝申し上げます。 子どもは、私学各校それぞれの建学の精神に基づく特色ある教育に魅かれ、私学に子どもを学ばせている。 しかしながら、私学に子どもを学ばせている保護者にとって、公私間の教育費負担の格差は極めて大きく、とりわけ入学時納付金の格差が大きく、高額であり、私学に学ばせることを望む保護者にとって高い障壁になっている深刻な問題である。 将来を担う子どもたちの教育にとって、多様な教育方針の中から自由に選択することができるような教育環境を、今後ますます整えて欲しいものと切に願っている。 国の教育振興基本計画には「私学助成その他の総合的な支援」と「学校法人に対する経営支援」が明記されているところであり、これらのことをご理解いただき、私ども保護者が子どもを安心して私学に学ばせることができるよう特段の御理解と御高配をお願い申し上げます。 以上、請願の趣旨について、貴議会において採</p>	<p>津市上浜町一丁目 293番地の4 三重県私立高等学校・中学校・小学校保護者会連合会 会長 濱田 典保 (ほか20名)</p> <p>(紹介議員) 山 内 道 明 山 本 里 香 岡 野 恵 美 倉 本 崇 弘 稲 森 稔 尚 下 野 幸 助 田 中 祐 治 石 田 成 生 大久保 孝 栄 藤 田 宜 三 稲 垣 昭 義 小 林 正 人 長 田 隆 尚</p>	27年2回 ・11月

	<p>折いただき、私学助成の充実を求める意見書を国会及び政府に対し提出していただきたく、また、小・中学校への県費の上乗せ及び高等学校への県費の上乗せの増額を実現していただきたく、ここに請願する。</p>		
--	---	--	--

質 疑

○議長（中村進一） 日程第1、議案第149号から議案第200号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。12番 小島智子議員。

〔12番 小島智子議員登壇・拍手〕

○12番（小島智子） 皆さん、おはようございます。桑名市・桑名郡選出、新政みえの小島智子です。議長のお許しをいただきましたので、議案第188号三重県人権施策基本方針の変更について、質疑をさせていただきます。

質疑に入る前に、過日フランスで大きなテロが起きまして、多くの命が一瞬にして奪われるということがありました。今回の質疑にも関係あるんですけども、よく戦争は最大の人権侵害であるという言われ方をしますが、あのテロを考えますとその理由がよくわかるような気がいたします。

それぞれの亡くなられた方々、けがをされた方々の家族や友人、ともに働く人々や住んでいる地域の人々などとの関係を断ち切って夢や希望をなかったことにしてしまうからということもあります。しかし、最も根源的な人権は命があって生きられること、その命が問答無用でないものにされてしまうわけですから最大の人権侵害であるというふうに言われているわけです。

今回提案されています三重県人権施策基本方針ですけども、もともとは、平成11年、1999年、人権が尊重される三重をつくる条例に基づき、人権施策の総合的な推進を図るための指針として策定されたものです。私はその一番初めのをまだ見たことがなかったので、今回質疑するに当たり手に入れさせていただきました。（冊子を示す）こういう装丁のものが一番初めに三重県においてはつくられています。

国連では、1995年からの10年間を人権教育のための国連10年とすることが

決議され、日本では人権差別撤廃条約加入、人権擁護施策推進法が制定されたということになります。

三重県では、1997年に人権が尊重される三重をつくる条例というのが制定されまして、その後、重要な人権施策について審議する三重県人権施策審議会というものが設置され、その審議会での意見を踏まえ、これが1999年に策定されたという流れになっています。

以来、この人権施策基本方針に沿って三重県では、人権施策、様々ありますけれども、それが講じられてきました。2006年、平成18年には、この人権施策基本方針の第一次改定が行われています。（冊子を示す）それがこの第一次改定というものになっています。私はこの中身を知りませんので、今回、丁寧に読み込ませていただきました。

人権をめぐる社会状況によって、この第一次改定では、児童、高齢者への虐待、女性への暴力、インターネット上での人権侵害、犯罪被害者等、新たに対応すべき課題ということで加えられています。今回も様々新しいものが加えられていますし、先般の説明の中では、「犯罪被害者等」の「等」には加害者の御家族のことも含まれるんですかというようなやりとりもあったように思います。当局からの答弁では含まれますという答弁でしたので、またさらに新たな視点がここで加えられているのかなというふうにも思います。

今回の第二次改定は、第一次改定後の成果と課題を踏まえて行われ、今後の取組方向を明らかにするというものです。そこで、まず、第一次改定後の成果と課題というのをどのように捉えているかということについてお聞かせをいただきます。

よろしく申し上げます。

○環境生活部長（高沖芳寿） 平成18年に第一次の改定を行いました現在の三重県人権施策基本方針、これの施策の推進に当たりましては、人権が尊重されるまちづくりと、それから人権意識の高揚、この二つを基礎に据えまして、様々な主体が連携、協働して取り組んでいくということを重視し、人権が尊重される社会の実現を目指してこれまで取り組んでまいりました。

このうち、人権が尊重されるまちづくりの取組の中では、地域の様々な活動が人権尊重の視点に立って行われるように、住民組織あるいはNPO等の団体が主体的に開催をいたします研修会等、そこに対して県が講師等を派遣いたしまして支援を行いました結果、県内で人権が尊重されるまちづくりに取り組む団体等に広がりが見られたところでございます。

しかしながら、社会状況が変化していく中で人権問題が、複雑、あるいはまた多様化をするような状況がありますし、インターネット上での人権侵害、さらにまた、性的マイノリティーの人々の人権問題など、新たな課題への対応が必要となっていることから、地域の取組状況、そしてまた、ニーズに応じた支援を行い、県民のあらゆる活動のベースに人権が尊重される視点というものを持っていけるように、取組の充実強化、これがさらに必要になっているという認識をしております。

それから、もう一方の人権意識の高揚に向けては、人権啓発を、私ども、担当しておるわけですが、人権センターが行います啓発活動を中心に、市町と、あるいは団体等と協働いたしまして、啓発の機会、これらを提供してきた結果、みえ県民力ビジョン・行動計画の県民指標などの指標の中身は毎年少しずつですが上がってきておる、そういう成果はあるというふうに認識をしております。

しかしながら、平成24年度に実施いたしました人権問題に関する三重県民意識調査、この結果を見ると、最近5年間で県あるいは市町が主催をした講演会、研修会等へ参加しなかったとする人が8割近くあったと、そういう現実を捉えると、この啓発方法等にさらなる工夫等が必要であるという認識をしております。

今、課題と成果ということで、一応、私どもの認識としてはこのように現在は考えております。

以上でございます。

〔12番 小島智子議員登壇〕

○12番（小島智子） 講演会等を行っていただいて、そこにたくさん人が参加

したから本当に啓発が進んだと言えるかという課題もあろうかというふうに思っています。やっぱりどうしても、回数とか人数とか、そのあたりに重きを置きがちなのもあろうかと思うんですけども、実質はそうではないだろうというふうにも思っています。

次の項であと2点、お聞かせをいただきたいと思うんですけども、一つ目は、三重県議会の中に三重県手話言語に関する条例検討会が設置されました。今までの人権施策基本方針の中にも手話通訳というような言い方は出てきます。けれども、それは単に通訳をする、コミュニケーションが図れるツールだということだけではなくて、例えばもう条例ができていて鳥取県の聾者の方はこんなふうに言ってみえます。

手話が認められたということは聾者が認められたこと。これまでは聾者であることを何となく負い目に感じていたけれども、これからは聾者として胸を張って生きられるような気持ちになった。

きっとこのような気持ちになってそれぞれが生きていけるということが一番の人権の尊重につながっていると言えるあらわれだというふうに思っておりますので、障がい者のところに入れてくださいということではなくてもっと大きな捉えで、この言語のあたりの考え方というのを、せっかく改定で、これ、10年後を目指してやっていくわけですから、そのあたりの考え方というのは入れ込んでもいいのではないかというふうにも思いますけれども、一つはそのことについてのお考えをお聞かせいただきたい。

もう一つは、この人権施策基本方針には大きな目標として二つのことが掲げられています。これは当初から変わっていません。

一つ目は、公平な機会が保障され、自立した生活が確保される社会の実現、二つ目は、さまざまな文化や多様性を認めあい、個人が尊重される共生社会の実現です。これに至る目標について、1回目、2回目、そして今回と、少しずつ書きぶりが実は変化をしてくれています。重なっている部分を除いて申し上げれば、最初の人権施策基本方針では、生活者起点の行政を進め、個々人が自ら選択し、決定し、行動することで、精神的な満足感が得られる、ゆ

とりと豊かさを実感できるような社会の実現というふうにあります。第一次改定では、私たち一人ひとりにとって、公平な社会参加の機会が保障され、自立した生活ができ、希望と誇りを持って生きることができる社会づくりとなっています。

今回の改定では初めて人権が尊重される社会の具体像というのが示されているんですけれども、読み上げます。

「県民一人ひとりが尊重され、人生のステージに応じて、自らの未来を切り拓くために必要な能力を身につけ、個性や能力を發揮して自由に生き方を選択し、自らの意思に基づいて、いきいきと活動できるような社会の実現」となっています。さらに、「『自らと家族や仲間の、命と暮らしの安全の確保に最善を尽くした上で、個性や能力を發揮して自由に生き方を選択し、自らの夢や希望に向かって挑戦を続け（失敗をすれば再挑戦をし）、自分の住む地域やふるさとに誇りを持ち、社会に貢献し人の役に立つ喜びを感じ、いきいきと働き、生活の豊かさを実感する』社会」であるというふうに書かれています。

私はこのような社会の実現というのは本当に大切だと思いますし、そのために具体の施策が講じられることもまた大変重要なことであるというふうに思っています。しかし、一方で、今、医療の発達等々が進んでいく中で、例えば先ほどの9月定例会議の一般質問でも申しあげましたけれども、非常に重い障がいを負って病院から家庭に戻ってこられる方もいらっしゃる。高齢者の方もそうです。もしかしたら話せないかもしれない。一生歩けないかもしれない。しかし、そこに命があるということそのものが人権を尊重することではないか。そんなふうに思うのですが、今回の改定の書きぶりでは、能力の伸長、挑戦、社会貢献といった考えが余りに色濃く出ているのではというふうに私自身は感じます。

命が守られること、ありのまま社会に受け入れられ、安心して生きられることが人権尊重の根源的な考え方であるというふうに思いますけれども、この考え方を第二次改定にもぜひ生かしていただきたいというふうに考えま

すが、部長はこの点についてどういうふうにお考えかということ。

以上2点、お伺いをいたします。

○**環境生活部長（高沖芳寿）** 様々な事情によって社会で十分に力を発揮できない方、あるいは社会的に弱い立場に置かれる方というのはたくさんみえるという認識をしております。

社会の一員として、その方たちが多様な人々とつながりを持ってともに生きていく社会、こういったのが当然理想の社会というふうに認識をしております。そのときに全ての人が社会に参加、参画できるような環境整備として、手話の普及などのコミュニケーション手段というのは必要だろうというふうに1点は思います。

それと、いろんな方がしっかりと生きていくためには、今言われた健常者だけの視点だけではなくて、全ての方がしっかりと生きられるような視点を持ってまちづくりをしていかなければいけない、そのように思っております。

2点目の具体像ということで、今回の人権施策基本方針の中で具体像としては、みえ県民力ビジョンに掲げる基本理念、それから施策の中でうたっています目指す姿を基本にはしておりますけれども、そういったものを踏まえて、基本となる考え方は、全ての人々の自由、平等の重要性、それから人権の普遍性、それを基礎にして考えておりました。人権が尊重される三重をつくる条例の理念に基づいてつくられた具体像はそういうことを基本にして考えております。

いずれにしても県では、県民一人ひとりの人権が尊重される社会、これは実現しなければいけませんので、行政のあらゆる分野において、人権の視点、これを持って取り組んでいくという姿勢はこれまでと変わらないというふうに理解をしております。

〔12番 小島智子議員登壇〕

○**12番（小島智子）** ありがとうございます。

なぜこのような質問をさせていただいたかということ、行動プランをつくっていただいて、そこで具体的な施策が行われていくわけです。やっぱり根本に

ある理念が一番大切だというふうに思いますし、具体的に社会の役にもしかしたら立たなくても、でも、そこに生きているということを大切にする、そういうことでもってこの改定をぜひお進めいただきたいということを申し上げまして質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 34番 中嶋年規議員。

〔34番 中嶋年規議員登壇・拍手〕

○34番（中嶋年規） おはようございます。

私からは、議案第169号三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例案について質疑をさせていただきたいというふうに思います。

この条例案でございますが、地方創生の観点から、地方再生法に基づく、本年10月2日に国の認定を受けました三重県企業拠点強化（本社機能移転等）促進プロジェクトの一環として、国内外の企業における本社機能の県内への移転を税制面から促進するために提案されておるものというふうに理解をしておるところでございます。

税制面からの促進の具体的な内容でございますけれども、事業税、不動産取得税、県固定資産税について軽減策を図ろうというものだということでございます。その提案内容でありますけれども、事業税につきましては3年間にわたり軽減をしていこう、具体的には、初年度には2分の1の免除、2年目には4分の1を免除、3年目には8分の1を免除していこうというふうな内容でございます。また、県固定資産税とか不動産取得税の関係でいきますと、不動産取得税については取得時の取得税について10分の1までにしましょうと。それから、県固定資産税については、これも3年間にわたり軽減を図るというもので、初年度は県固定資産税を10分の1に、2年目は4分の1に、3年目は2分の1に軽減していきましようという、こういう税制面から本社機能の県内移転のインセンティブを高めていこうというものだという内容でございます。

総務部長にお伺いしたいんですが、この税制優遇の期間、3年間であったりだとか、それから不均一課税の幅、2分の1だったり4分の1だったりと

いう、こういう設定をした考え方というのはどういうところから来ているのかということと、また、これはほかの県も同じような内容なのかということについての2点をまずお伺いしたいと思います。お願いします。

○総務部長（稲垣清文） 御案内のとおり不均一課税等の優遇税制につきましては、国においても租税特別措置法等で各種の制度が設けられておるわけでございます。

特定の企業や個人の負担を軽減することによりまして、特定の目的を実現する政策手法として導入されておるところでございます。

一方で、優遇税制につきましては、特定の場合において一定の範囲の納税者に限って一般の税率と異なる税率で課税する制度であるため、平成12年7月の政府税制調査会におきましても、税の基本原則であります公平・中立・簡素の例外となるということで、慎重な検討が必要だというふうに言われているところがございます。このため、この優遇税制を選択するに当たりましては、課税の公平性、中立性の原則を逸脱してまで導入すべきものであるかどうかについては説明責任を果たさなければならないと考えております。

このような中、今回の制度は、人口の東京一極集中を是正しまして、地方での安定した雇用確保を目的とした地域再生法の改正に基づくものでございます。また、政策の誘導手法といたしまして優遇税制を採用していることから、総務省令におきましても、地方の優遇税制に対する減収補填の対象税目、それから軽減割合、それから期間などが規定されるなど、地方の施策を推進するパッケージとしての枠組みになっているわけでございます。

そこで、この制度を活用することによりまして本県の地域振興が図られまして、また、その優遇税制によります減収分につきましても国による補填措置がなされるなど、県民の皆さんへの説明責任も十分果たせるだろうということで考えられますので、総務省令に沿った内容で条例を規定することが妥当であると考えておるところでございます。

他府県の状況でございますけれども、つぶさに把握しているわけではございませんけれども、おおむねこういった総務省から示されました減収補填の

枠内で制度設計がなされているものと考えております。

以上でございます。

[34番 中嶋年規議員登壇]

○34番（中嶋年規） 公平・中立・簡素という税の基本原則をはみ出さない範囲内という中で総務省令という国が定めたものであれば県民に対する説明責任も一定果たせるのではないかという考えで、他県と多分横並びの内容の今回提案だというふうに受けとめさせていただきました。

一つちょっと確認をさせていただきたいのですが、この10月30日に本県への移転第1号ということで、東京に本社を置くIT関連企業が企画開発拠点を津市内に開設するというのを決定していただいたわけでありますけれども、この企業というのは今回の条例が制定された場合には今回の優遇措置というものを受けることができるのか、できないのであればその理由というものは何なのかというのを教えていただけますでしょうか。

○総務部長（稲垣清文） 私のほうで承知しておる限りにおきましては、今回の御指摘の企業につきましては、いわゆる賃貸借、オフィスとかそういうの賃貸借ということでございますので、今回の私どもの条例の対象外になるというふうに考えております。

[34番 中嶋年規議員登壇]

○34番（中嶋年規） 固定資産税だとか不動産取得税というところについては賃貸借なので優遇措置が受けられないというのはわかるころではあるんですが、事業税についてもこれは認められないというのは、先ほどパッケージとおっしゃいましたけれども、その考え方の一つとして、固定資産税なりを払うような、賃貸ではなくて不動産を購入した前提でないと今回受けられないということで、第1号については残念ながらこの優遇措置を受ける対象にはなり得ないということだということで理解させていただきました。

企業誘致を図る担当部署の雇用経済部長にお聞きしたいんですけども、この本社機能の移転のために今年の4月から国の交付金も活用して新たな補助制度も創設していただきました。その成果が第1号ということにつながっ

ているということだと思っんですが、先ほど総務部長のほうからは、税の公平、中立というところの観点から、そんなに足を踏み出したような優遇措置をすることはいかがかというふうな御説明があったところではあるんですが、一方で、企業誘致を図っていこうという面においては、補助金もさりながら、税制面からもさらに他県とは違う競争力を持った本社機能の誘致活動というのは図る必要があるのではないかな、そういう意味では、県独自で税の優遇措置のさらなる拡大だとか、優遇期間の延長だとか、そうした県独自の支援策であったりとか、さっきの第1号の例のような賃借であっても事業税だけでも軽減していった、そういうことが本社機能の移転のインセンティブにしたらどうかというふうな、企業誘致の観点からこういう県独自のさらなる優遇策ということについてお考えがあればお聞かせいただきたいというふうに思います。

○雇用経済部長（廣田恵子）　さらなる県独自の取組の検討というお話でございました。

議員から紹介がございましたように、4月から本社機能移転促進のための補助制度を創設しました。それから、これも議員から御紹介がございましたが、10月に認定された地域再生計画というのは、6月に改正された地域再生法において本社機能の移転や拡充に取り組む企業に対する税制優遇などの特例措置が設けられたことを受けてつくったものでございます。

現在はこれらの県及び国の制度を活用して積極的な誘致活動を展開しているところですので、10月に第1号となったところで、まだそこまですごいので、今後は誘致活動を進める中で、そういった本社機能移転の拡充に係る設備の補助金でありますとか、それから、税制優遇といった制度ももちろん要望はありますけれども、むしろ若手人材の不足でありますとか、あるいは専門スキルを持った人材が欲しいというような声もたくさんいただいておりますので、総合的にどういうことをしていったらいいのかというのを考えながら、県の補助制度の見直しも含めて、より効果的な取組を検討して、市町とも連携しながらこういった事業の促進をしてまいりたいというふうに考

えております。

以上でございます。

[34番 中嶋年規議員登壇]

○34番（中嶋年規） ありがとうございます。

企業誘致を図っていく上において、企業の様々なニーズというのがある中で、さっきおっしゃられた若手人材だとかスキルを持った人材がこの地域に欲しいよというふうな声に応じていくのも大事だと思いますし、一方で、税制面、補助金面、様々なインセンティブというものをいろいろと取りそろえていただくという必要性もあるのかなというふうに思いますので、今時点ですぐこの条例案を、私として改正、条例の別の案を提案するということまではもちろん考えてはいないんですけども、県としての本社機能を移転してくるんだと、持ってくるんだという気合いの部分というところがどうあらわれてくるのかなというところをちょっと確認したくてこの条例案について質問をさせていただいたところであります。

最後に知事のほうに、さきのある雑誌で知事は三つのワンが重要だと。それは、誰よりも早く、ファーストワンというものと、どこにもないというオンリーワンと、それと、日本で一番のナンバーワンと。この三つのワンを大事に考えていく必要があるんじゃないか、様々な提案においてと。そういう三つのワンの観点から地方創生に向けた本社機能移転に対する知事の意気込みというものをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○知事（鈴木英敬） 本社機能移転のことですけれども、やはり地方創生、人口減少の中で、働く場を増やしていく、働く場が魅力あるようにしていく、この地域に残って仕事をしたいと思ってもらうためには、いろんな働く場が必要ですし、長く続いていく働く場が必要だと思います。

これまでの企業誘致におきましては、製造拠点を中心に誘致をしてきました。これは三重県だけじゃなくて全国的な傾向において、そういう通常の製造拠点はアジアなどに行ってしまう傾向が残念ながらある。そこで、私が知事にならせていただいてから、研究機関とか、あるいはマザー工場化と、そ

うというような形で長く雇用が続くような、そういう企業誘致を進めていこうということでやってきまして、J S Rとか富士電機とか東芝、ホンダ、そういうような形でやっていただきました。

そこで、本社機能というのはまさにそういう、なるべく長く雇用が続く形でという思いでやらせていただいておりますので、先ほど議員からも御指摘がありましたとおりの三つのワンも視野に入れながら、その制度においてもしっかり不断の見直しをしながら特徴を出して企業誘致を図っていきたくと思いますし、あとは何よりも、うちの企業誘致に取り組む職員がその三つのワンの気合いを持った取組をしっかりとしていくと。今回もF I X E Rの松岡社長は、私があるパネルディスカッションで、公開誘致で気合いを入れて誘致させていただきましたので、そういう三つのワンを持つ気合いの入った職員の動きであるということも大前提として必要だと思いますので頑張っていきたいと思えます。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） ぜひその意気込みで、第2、第3のF I X E Rを本県に誘致していただきますことを念願しまして、この条例案についての議案質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 6番 岡野恵美議員。

〔6番 岡野恵美議員登壇・拍手〕

○6番（岡野恵美） 津市選出の日本共産党の岡野恵美でございます。

早速、議案第188号三重県人権施策基本方針の変更についてお尋ねします。

三重県では、1997年に人権が尊重される三重をつくる条例が策定され、1999年に三重県人権施策基本方針が定められました。今回の改定は第一次改定が2006年に行われたことに次ぐ2回目の改定ですが、今の時期に改定されることの理由や背景について簡単にお答えください。

○環境生活部長（高沖芳寿） この三重県人権施策基本方針ですけれども、社会状況の変化に伴う人々の意識の変化というのは当然あると思えますし、人権課題の多様化等に応じて見直しを行うことが必要であるという、まず認識

がございます。そして、平成18年に改定を行いましたときに、おおむね10年後をめどとして見直しを行うということで、平成18年にそのようなことが決まりました。プラスして社会状況のいろんな変化がございますので、もろもろのそういった社会状況の変化、これは改定に値するべきものだというふうな理解をし、三重県人権施策審議会のほうへも諮らせてもらった結果、改定をするという方向で検討しなさいということでございましたので、現在、検討をしておるといところでございます。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 今日の人権問題に的確に対応するための改定というような御説明でございますが、私が気になるのは、それならばなぜ同和問題が人権課題のための施策の第1番目に挙げられているかということです。今日の人権問題の第1番目は同和問題でしょうか。

そこでお伺いいたします。

第二次改定案の18ページに法務省の人権侵犯事件の新規受理件数が記載され、津地方法務局の人権侵犯事件の件数は、平成26年度は625件となっておりますが、このうち同和問題に関する人権侵犯事件は何件でしょうか。お答えください。

○環境生活部長（高沖芳寿） 625件のうち4件でございます。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 同和問題に関する人権侵犯事件は625件のうちのわずか4件だということです。この中で一番多いのは学校におけるいじめ135件、強制、強要に関するもの104件、家族間の暴力や虐待に関するもの72件などとなっております。

とりたてて同和問題を強調されることはないと思うんですが、いかがでしょうか。また、この人権施策基本方針の変更の中で人権問題に関する三重県民意識調査が資料として挙げられていますが、この県民意識調査もこの変更反映しているものであるかどうか、再度お答えいただきたいと思います。

○環境生活部長（高沖芳寿） まず、件数は4件ということは理解をしております。

まして、ほかにもたくさんあるということも理解はしております。

ただ、同和問題につきましては、この解決のために、昭和44年の同和対策事業特別措置法、これを施行して以降、30年余りにわたって特別対策を実施してきました。物的な環境整備という意味で一定の成果を上げたということで平成13年度を限りに終了し、一般対策に移行したところでございます。

一般対策の中で教育、啓発を中心に事業等を進めてきてまいりましたけれども、実際に同和問題に対する偏見とか差別意識というのは徐々に解消してきているのかなということで理解はしておりますけれども、いろんな、先ほどおっしゃいました県民意識調査等の中での県民意識を見ると、結婚時における差別、あるいは不動産の取引時における差別等々、まだまだ県民の意識の中に問題があるという認識を改めてしたところでございまして、こういう意識が存在する限りはしっかりと、こちらとしては教育、啓発に引き続いて取り組んでいく必要があるということで、同和問題は従来から大きな歴史的な経緯もございまして、しっかりと取り組んでいく問題ということでやらせていただいております。

今後その位置づけについては基本的に変えることなく、しっかりとこの問題については県として取り組んでいきたいという姿勢でございまして。

それで、もう1点、県民意識調査の結果にも、それについては分析をして具体的な中身として取り上げられるものについてはしっかりと取り上げるということで考えておりますし、取り上げていかなければいけないというふうに思っております。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） お答えいただいたんですけども、なかなか成果を、事業を進めてきたけれども意識の問題は、同和については非常に残っているので、引き続き重要な課題として取り組んでいくというふうにおっしゃられました。

しかし、実際的な同和対策の特別措置法は、今から13年前の2002年3月末をもって終了しております。16兆円という莫大なお金が投入されて実態的な

差別というのは解消されてきたわけですが、三重県では相変わらず、今に至っても基本方針の第1番目に同和問題が、意識の問題があるということで大事な人権問題として扱われてきております。

私はここに大きな問題が実はあると思っています。前回の人権施策の基本方針と、そして今回を見せていただいても、同和問題に対する記述について、その分量とか取組状況など、変わってはいないわけです。非常に重要な中身として扱われていますが、そのために非常に、今、人権問題の取り扱いについていびつな状況が起きているのではないかというふうに認識をしているんです。

どうことが起きておるかといいますと、伊勢市でフィールドワークといいまして、旧同和地域を伊勢市内の小学校の4年生から6年生の子どもたちが地域の人たちの案内で回る教育が行われて、1年間にこのフィールドワークに参加した学校は27校、30回に上ったということです。このことに地域の中から、生徒たちがバスを連ねてまちの中をぞろぞろ見て回る。生活の場をのぞかれているようで嫌だ。そういう声が上がって問題になっております。

地域の保護者をはじめとする住民の一部から、同和教育はやめてほしいという訴えが出されております。こんなことが現に行われていることは余にも異常ではないでしょうか。今の時代に地域を教えて歩くなどという教育は、わざわざ差別を助長しているのではないのでしょうか。

人権課にこのことについて伺いますと、それは伊勢市の問題だというふうにお答えがありました。しかし、私は、根本は人権行政そのものの問題であるというふうに認識をしております。

改めて、いただきました人権問題に関する三重県民意識調査報告書を読んでもみました。そうしましたら、驚きましたことに、この調査は平成25年1月10日から1月25日にかけて行われたものでございますが、三重県の3000人を対象にして無作為抽出で行われています。有効回答は1209人。その年齢は、50歳以上が6割、50歳未満が4割ということでした。驚いたことに、設問は24問ありますけれども、何と4分の1が同和問題になっているということで

す。極めて偏った意図的な調査というふうに私は考えるわけです。

さらに驚いたことには、マイノリティーのつき合いという項目の中に同和地区の出身者が入っている、こういうふうな差別的な扱いで扱われているということです。これこそが差別的な扱いではないでしょうか。

こんな調査をもとにして、いまだに人権問題のトップにわざわざ同和問題を取り上げなければならないというのは、三重の人権施策が遅れていることの証拠ではないかと私は思うわけです。ですから、拙速に改定を行うのではなく、もう少しこれに関して十分な皆さん方の論議を経た上で改定を行うようにすべきではないかというふうに思うんです。今後10年の新しい人権施策基本方針の見直しということでもありますから、もう少し様々な人権問題も加えられているというような前進面もあるというふうに言っておられますけれども、もう少し慎重に全体の議論を踏まえた上で改定をしてしかるべきものではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○環境生活部長（高沖芳寿） 先ほどちょっと時間の関係で省略をいたしましたけれども、社会状況の変化というのはたくさんございます。当然、子ども、女性、老人に対していろんな環境の変化がございます。

そういったもろもろの社会状況の変化というのは十分、この10年間でしっかり捉えなければいけないというのが私どもの考えですし、人権施策審議会委員の皆さん方の総意の中で去年から2年間かけて議論をしてきたところでございます。

ですので、今、拙速であるという意味は少しいかなものかなというふうな、こちらも理解はしております、しっかりそこはそれを踏まえて改定をすべきというふうに今も認識はしております。

それと、伊勢市の問題であるというようなフィールドワークの話がございましたけれども、それにつきましては、私の認識といたしますか、理解するところでは、いろんな意見がある中でフィールドワークそのものについては昨年度もうやめられたというふうに理解もしておりますし、そういうフィールドワークじゃなくて別のいろんな学習については必要な範囲でやられるとい

うふうなことを聞いておりますので、それは市の問題であるというようなことでもありますけれども、県としてはそういう流れがあるのかなということは認識をしております。

それと、いろんな県の人権施策そのものが遅れているんじゃないかということについては、やっぱり息の長い人権施策は教育、啓発を中心にしての取組でございますので、やっぱり短時間では効果があらわれないというのは認識をしておるところで、改めてしっかりと啓発、教育等に取り組んでいきたいという、その姿勢は変わらないということでございます。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 変えるつもりはないというふうなことだそうですねけれども、しかし、実際には非常にこのことが裏づけとなって様々なひずみを全体的に及ぼしているんじゃないかなと思うし、いまだに、特別な施策はもう終わったわけですね、それから一般施策への移行の過程において、余りにも強調されてきているのではないかなというふうに思います。

実際には、人権が尊重される三重をつくる第二次行動プランを見ても、施策に関して49事業、まだずっと引き続き残っております。意識というのが残る限りはということになると、どんどんと、さらにさらにということになります。実際にこれについて第一番に同和問題がなぜ掲げられなければならないのか。今、子どもたちをめぐる状況は、いじめの問題とか貧困の問題とか、非常に深刻になっておりまして、それに偏るのではなくて、もう少し根源的なところから来ているのではないかと。身分差別の問題はもう既に終わったわけでありまして、そのための特別施策も終わったわけです。ですから、改めてこれを強調する、同和問題を強調しているということ、このことこそ変えていかなきゃならない三重県の行政の遅れではないかなというふうに私は思っております。それについては再度見直されるべきではないかと思えます。

基本的には、これを裏づける条例そのものについてやっぱり、もうつくられてから随分たちまして、改定はされておりますが、この間、特別措置法も

終わったわけですから、条例に起因しているということから考えても、私は条例そのものについても見直すべき時期に来ているのではないかなというふうにも思います。そのことについてはいかがでしょうか。

○環境生活部長（高沖芳寿） そういうお考えもあると思うんですけども、三重県人権施策審議会の中ではそういう意見というよりも見直すべきということで議論を進めてきた経緯がございます。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 以上、終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 以上で、議案第149号から議案第200号までにに関する質疑を終了いたします。

議 案 付 託

○議長（中村進一） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第149号から議案第200号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

総務地域連携常任委員会

議案番号	件 名
166	三重県行政不服審査会条例案
167	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
187	財産の取得について

198	国津財産区議会の議員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するための協議について
199	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するための協議について

戦略企画雇用経済常任委員会

議案番号	件名
197	三重県営サンアリーナの指定管理者の指定について
200	伊勢志摩サミット開催時の対象地域及び対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する条例案

環境生活農林水産常任委員会

議案番号	件名
184	工事請負契約の変更について（桑名市源十郎新田事案支障除去対策工事）
188	三重県人権施策基本方針の変更について
193	三重県環境学習情報センターの指定管理者の指定について
194	三重県交通安全研修センターの指定管理者の指定について
195	三重県民の森の指定管理者の指定について
196	三重県上野森林公園の指定管理者の指定について

健康福祉病院常任委員会

議案番号	件名
170	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

173	三重県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
174	旅館業法施行条例の一部を改正する条例案
189	三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理者の指定について
190	三重県視覚障害者支援センターの指定管理者の指定について
191	みえこどもの城の指定管理者の指定について
192	三重県母子・父子福祉センターの指定管理者の指定について

防災県土整備企業常任委員会

議案番号	件名
179	工事請負契約について（一般県道湯の山温泉線湯の山大橋（仮称）上部工工事）
180	工事請負契約について（北勢沿岸流域下水道（北部処理区）北部浄化センター中央監視制御設備改築工事）
181	工事請負契約について（北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センター第2期建設事業護岸工事（その3））
182	工事請負契約について（北勢沿岸流域下水道（南部処理区）南部浄化センター第2期建設事業護岸工事（その4））
185	工事請負契約の変更について（一級河川木津川河川改修（松之本井堰下部工）工事）
186	工事請負契約の変更について（中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川幹線（第1工区）管渠工事）

教育警察常任委員会

議案番号	件名
183	工事請負契約について（特別支援学校東紀州くろしお学園（本校）統合整備校舎棟ほか建築工事）

予算決算常任委員会

議案番号	件名
149	平成27年度三重県一般会計補正予算（第4号）
150	平成27年度三重県一般会計補正予算（第5号）
151	平成27年度三重県県債管理特別会計補正予算（第1号）
152	平成27年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算（第1号）
153	平成27年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
154	平成27年度三重県立小児心療センターあすなる学園事業特別会計補正予算（第1号）
155	平成27年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
156	平成27年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
157	平成27年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
158	平成27年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
159	平成27年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
160	平成27年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）
161	平成27年度三重県公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）

162	平成27年度三重県水道事業会計補正予算（第1号）
163	平成27年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第1号）
164	平成27年度三重県電気事業会計補正予算（第2号）
165	平成27年度三重県病院事業会計補正予算（第2号）
168	審査請求に係る提出書類等の写し等の交付手数料条例案
169	三重県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例案
171	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案
172	三重県県税条例等の一部を改正する条例案
175	三重県都市公園条例の一部を改正する条例案
176	三重県土地開発基金条例を廃止する条例案
177	当せん金付証券の発売について
178	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について

先議議案の審査期限

○議長（中村進一） この際、お諮りいたします。

議案第149号は先議いたしたいので、会議規則第36条第1項の規定により、本日中に審査を終えるよう期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（中村進一） なお、明28日及び29日は休日のため休会であります。
11月30日は定刻より、県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（中村進一） 本日はこれをもって散会いたします。
午前10時45分散会